

議第79号

滋賀県税条例および滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 6 月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例および滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号アおよび第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第21条の2第1項中「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同項第3号中「租税特別措置法」の右に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

第27条に次の1項を加える。

4 知事は、前項の交付の期間内に徴収取扱費として交付することができなかつた金額があるときまたは交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、当該金額を、当該金額があることが判明した日以後の交付の期間に係る徴収取扱費の額に加算し、またはこれから減額して交付する。

第38条の2第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に、「同項ただし書」を「同項」に改める。

第39条の2第14項から第16項までの規定中「2分の1」を「3分の2」に改める。

付則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の5の3」を「第10条の5の4」に改める。

付則第5条の4の2第2項第2号中「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「ときは、」を「場合における」に改める。

付則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

付則第8条第10項中「附則第7条第15項」を「附則第7条第14項」に改め、同条第11項中「附則第7条第16項」を「附則第7条第15項」に、「附則第7条第17項」を「附則第7条第16項」に改め、同条第12項中「特例事業者が、同条第3項」を「小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）」、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項」に、「附則第7条第18項」を「附則第7条第17項」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定

める」に、「平成31年3月31日まで」を「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）の施行の日から平成31年3月31日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。） 次に掲げる不動産

ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第18項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なもの
イ アに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

- (2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の16第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

イ アに掲げる土地を敷地とするアに掲げる建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

ウ アに掲げる土地の上に新築される特定家屋

エ 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

オ エに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

付則第8条第13項中「附則第3条の2の17第1項」を「附則第3条の2の18第1項」に改める。

付則第9条第1項中「附則第3条の2の18」を「附則第3条の2の19」に改める。

付則第10条の2第2項中「その他の総務省令で定める」を「その他の施行規則附則第4条の4第5項に規定する」に、「資するもので総務省令で定める」を「資するもので施行規則附則第4条の4第6項に規定する」に、「備えているもので総務省令で定める」を「備えているもので施行規則附則第4条の4第7項に規定する」に、「該当するもので総務省令で定める」を「該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定する」に改め、同項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第9項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第10項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第11項に規定する」に改め、同条第3項第1号ア中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第5項」を「附

則第4条の5第4項」に改め、同号ア(ア) a中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第17項に規定する」に改め、同号ア(ア) b中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第18項に規定する」に改め、同号イ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ウ中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第4条の5第6項に規定する」に改め、同号ウ(ア) a中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第21項に規定する」に改め、同号ウ(ア) b中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第22項に規定する」に改め、同条第4項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第7項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第8項に規定する」に改め、同項第2号中「乗用車で総務省令で定める」を「乗用車で施行規則附則第4条の5第9項に規定する」に改め、同号ア(ア)中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第15項に規定する」に改め、同号ア(イ)中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第16項に規定する」に改め、同条第5項第1号ア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第14項に規定する」に改め、同条第6項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第15項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第16項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第17項に規定する」に改め、同条第7項第2号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第22項に規定する」に改め、同条第8項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第23項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第24項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第25項に規定する」に改める。

付則第10条の2の3第1項第2号中「用いる自動車で総務省令で定める」を「用いる自動車で施行規則附則第4条の4第1項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第2項に規定する」に改め、同号イ中「排出ガス保安基準で総務省令で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第3項に規定する」に、「天然ガス自動車で総務省令で定める」を「天然ガス自動車で施行規則附則第4条の4第4項に規定する」に改め、同項第4号ア中「附則第4条の4第7項」を「附則第4条の4第8項」に改め、同号イ中「附則第4条の4第10項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号ウ中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第13項」に改め、同項第6号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第14項に規定する」に改め、同項第7号イ中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第20項」に改め、同条第2項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第5項に規定する」に改め、同条第3項第2号ア中「附則第4条の6第7項」を

「附則第4条の6第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同条第4項第2号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第8項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第9項に規定する」に改め、同条第5項第2号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第10項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第11項に規定する」に改め、同条第12項中「で総務省令で定める」を「で施行規則附則第4条の6の2第15項に規定する」に、「（総務省令で定める）を」（施行規則附則第4条の6第16項に規定する）に改め、同条第13項中「附則第4条の6の2第15項」を「附則第4条の6の2第17項」に改める。

付則第10条の2の4第1項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6の3に規定する」に改める。

付則第10条の3第3項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第1項に規定する」に、「施行規則附則第5条の2第8項」を「同条第2項」に改め、同項第3号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第3項に規定する」に改め、同条第4号中「勘案して総務省令で定める」を「勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定する」に、「で総務省令で定める」を「で施行規則附則第5条の2第5項に規定する」に、「施行規則附則第5条の2第9項」を「同条第6項」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同条第4項中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第8項」に改め、同条第5項第2号中「排出ガス保安基準で総務省令で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第5条の2第10項に規定する」に改め、同項第4号中「値で総務省令で定める」を「値で施行規則附則第5条の2第11項に規定する」に、「総務省令で定めるものまたは」を「施行規則附則第5条の2第12項に規定するものまたは」に、「4分の1を超えないもので総務省令で定める」を「4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第13項に規定する」に改め、同項第5号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第14項に規定する」に改め、同条第6項中「総務省令で定めるものまたは」を「施行規則附則第5条の2第15項に規定するものまたは」に、「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第5条の2第16項に規定するもの（）」に改める。

付則第10条の3の2第1項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2の2に規定する」に改める。

付則第14条第4項第1号中「によつて」を「において」に改める。

付則第14条の5第4項中「法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「ものおよびその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 法第45条の2第1項の規定による申告書

(2) 法第45条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第14条の5第6項中「法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第3項中「においては」を「には」に改める。

第21条第1号アの表(1)の項および(2)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(6)の項ア中「5万円」の右に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）」を加え、同項イ中「10万円」の右に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には3万円）」を加え、同表(7)の項中「で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る」に改め、同項ア中「5万円」の右に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）」を加え、同項イ中「3万円」の右に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円）」を加える。

第39条第2項中「においては」を「には」に、「第36条の2の2第1項」を「第36条の2の2」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第7項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（次項および第6項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則第7条の3第1項に規定する事項」に、「施行規則第7条の3に定める」を「同条第2項および第3項に規定する」に、「次項」を「第6項」に、「よつてあん分し」

を「より^{あん}分し」に改め、同条第11項中「によつて」を「により」に、「または」を「、または」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「第6項後段」を「第8項後段」に、「第7項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第2項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつて^{あん}分し」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により^{あん}分し」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 第4項もしくは前項に規定する専有部分の床面積の割合または第5項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の算定について、施行規則第7条の3第4項ならびに第7条の3の2第4項および第5項の規定により、補正の方法を申し出ようとする者は、規則で定めるところにより、補正の方法その他の規則で定める事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

第39条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項から第7項までにおいて「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第7条の3の2第1項に規定する事項について著しい差異がある場合には、その差異に応じて同条第2項において準用する施行規則第7条の3第2項および第3項に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項および第7項において同じ。）により^{あん}分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

- (1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項および第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全

国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第7条の3の2第3項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第39条の15第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「第39条第8項」を「第39条第10項」に改める。

第39条の15の2第7項、第39条の16第7項および第39条の16の2第7項中「第39条第8項」を「第39条第10項」に改める。

第48条に次の1項を加える。

6 自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条または第13条の規定による登録の申請および第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税を施行規則第9条に規定する方法により納付しなければならない。

第64条の2の次に次の1条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第64条の3 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請および次条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条に規定する方法により徴収する。

第139条第1項中「対し」を「ついて」に改め、同項第2号および第4号中「控除対象配偶者または同項第8号」を「同一生計配偶者または同項第9号」に改める。

第142条の3第1項中「ちよう付させ」を「貼付させ」に、「その旨を証明する」を「規則で定める」に改める。

付則第4条の2の2第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第10条の2第2項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）（車両

総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

㋞ 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この

条および付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条

第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号ア(イ)中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同条第2号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）」を削り、「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ア(ア)中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成30年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号ア(イ)中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成17年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同条第6項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同条第7項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第24項」に改め、同条第8項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率が100分の110を乗じて得た数値」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

付則第10条の2の3第1項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第

4号ア(イ)中「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第5号ア(ウ)中「100分の195」を「100分の210」に改め、同項第6号イ中「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号中「付則第10条の2第2項」を「付則第10条の2第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の3第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 付則第10条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

付則第10条の2の3第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第8項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第11項」に改め、同号ア(ウ)中「100分の138」を「100分の150」に改め、同号イ中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第12項」に改める。

付則第14条の3の2第1項中「非課税上場株式等管理契約」という。)」の右に「または同項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）」を、「規定する非課税口座内上場株式等」の右に「（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）」を加え、「同条第5項第1号」を「同法第37条の14第5項第1号」に改め、同条第2項中「、非課税口座」を「、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下

この項において「非課税管理勘定」という。)または同条第5項第5号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。))に改め、「非課税上場株式等管理契約」の右に「または非課税累積投資契約」を、「の払出しがあつた」の右に「非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

付則第14条の3の3第2項中「、未成年者口座」を「、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この条において「非課税管理勘定」という。)または同項第4号に規定する継続管理勘定(以下この条において「継続管理勘定」という。))」に改め、「の払出しがあつた」の右に「非課税管理勘定または継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同条第3項中「同法第37条の14の2第4項第1号から第3号まで」を「第1号から第3号まで」に改め、同項第2号中「掲げる」を「規定する他の保管口座または非課税管理勘定もしくは継続管理勘定への」に改める。

付則第14条の3の4第2項中「「租税特別措置法」の右に「(昭和32年法律第26号)」を加え、「第37条の14第5項第1号」を「第37条の14第1項」に改める。

第3条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第69条第1項第2号中「この号および第73条の11」を「この節」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

(環境性能割の納付の方法の特例)

第70条の2 環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録または移転登録の申請および第69条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を施行規則第9条の16に規定する方法により納付しなければならない。

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中滋賀県税条例第65条の改正規定の次に次のように加える。

第64条の3の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の納税者」を「種別割の納税者」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に、「第9条」を「第9条の16」に改め、同条を第73条の10の2とする。

第2条のうち滋賀県税条例第61条の改正規定中「付則第10条の2の2、第10条の2の4」を「付則第10条の2、第10条の2の3」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中滋賀県税条例第21条および第21条の2第1項ならびに同条例付則第5条の4第1項第2号ウ、付則第5条の4の2および付則第14条の改正規定 平成30年1月1日
 - (2) 第1条中滋賀県税条例付則第8条第12項および第13項の改正規定ならびに付則第5項の規定 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）の施行の日
 - (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）ならびに付則第6項および第7項の規定 平成30年4月1日
 - (4) 第2条中滋賀県税条例第21条第1号アの表および第139条第1項の改正規定ならびに同条例付則第4条の2の2、付則第14条の3の2、付則第14条の3の3および付則第14条の3の4第2項の改正規定ならびに付則第3項の規定 平成31年1月1日
 - (5) 第3条および第4条（第2条中滋賀県税条例第65条の改正規定の次に次のように加える部分に限る。）の規定 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日
（県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例（付則第4項において「新条例」という。）付則第14条の5第4項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 付則第1項第4号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 4 新条例第39条の2第14項から第16項までの規定は、平成29年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例付則第8条第12項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（次項において「30年新条例」という。）第39条第5項から第7項までの規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分および共用部分をいう。以下この

項において同じ。)の付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築された滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成29年滋賀県条例第17号)による改正前の滋賀県税条例第39条第4項の一むねの建物(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得および同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 7 30年新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。